○国土交通省告示第九百十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年八月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第5092号	コンテナ	ＮＳＣ－ＨＥ4013	大陽日酸株式会社	東京都品川区小山１丁目３番26号　東洋Bldg.

○国土交通省告示第九百十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三菱重工業株式会社長崎造船所	長崎県長崎市飽の浦町１番１号	排気タービン過給機	平成24年８月13日から平成29年８月12日まで

○国土交通省告示第九百十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十四年八月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年八月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－616号	油吸着材	ＬＣ－Ａ－65	ダイニック株式会社	京都府京都市右京区西京極大門町26番地

○関東地方整備局告示第二百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十日

関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　前橋市上泉町二四六八番一から同市上泉町二〇九五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月二十日

○中国地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山市北区首部字須ノ口三五七番三から同市北区津高字下田二〇七番四八まで	前	一五・〇〇～二九・五〇メートル	二・一一三キロメートル
	後	二四・五〇～二九・五〇メートル	〇・一一三キロメートル

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山市北区首部字脇田二七八番一から同市北区津高字町井二八五番三まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月二十日

○中国地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩国市通津字南開作三七四三番一から同市通津字門落一五一九番一〇まで	前	一九・〇〇～二九・〇〇メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	二二・〇〇～三四・〇〇メートル	〇・一〇〇キロメートル

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十八号	岩国市通津字南開作三七四三番一から同市通津字門落一五一九番一〇まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月二十日

○四国地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百八十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡四万十町影野字岡屋敷五五八番二から同町影野字岡屋敷五六一番七まで	前	一一・三〇～一七・〇四メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	一二・二七～一七・〇四メートル	〇・〇五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所